

かとうゴルフコンペ経費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加東市内のゴルフ場を利用して、ゴルフコンペを実施したグループに対し、そのコンペ費用の一部を助成することで、加東市内のゴルフ場の活力に繋げると共に、加東市のゴルフ振興に寄与することを目的として、「かとうゴルフコンペ経費助成金」を交付するために必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この要綱において、「かとうゴルフコンペ経費助成金」を交付する対象者は、加東市内 在住、又は市内事業所勤務者が行うゴルフコンペ実施グループとする。

(助成金の概要)

第3条 この要綱において、「かとうゴルフコンペ経費助成金」はつぎのとおりとする。

(1) 助成基準は、実施するコンペ参加組数による。

3組(9名～12名)	15,000円
4組(13名～16名)	20,000円
5組以上	30,000円

(2) 助成金については、市内業者に於いて使用することを条件とし、加東市観光協会会員の物品販売店及び飲食店等を推奨する。

(交付申請)

第4条 「かとうゴルフコンペ経費助成金」の交付を希望するグループは、ゴルフコンペ経費助成金交付申請書(様式1)に基づき交付申請する。

(交付)

第5条 交付申請(様式1)を受理したとき、申請内容を審査のうえ意義が無いと認めた場合、速やかに交付決定通知(様式2)をすると共に当該グループ代表者に「かとうゴルフコンペ経費助成金」を交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。